

わが国金融産業の国際競争力をどう強化するか

金融調査研究会シンポジウム

平成 19 年 10 月 31 日（水）午後 2 時～5 時

於 銀行会館講堂

はじめに

本日は、金融調査研究会シンポジウム「わが国金融産業の国際競争力をどう強化するか」にご参加くださいまして、厚く御礼申しあげます。

現在、わが国の金融機関は、長年の懸案であった不良債権問題にも終止符を打ち、経営環境も大きく変化するなかで、新たな競争段階へと進みつつあるようと思われます。

また、少子高齢化が進展するなか、わが国経済が今後とも持続的に成長するためには、家計部門が保有する 1,500 兆円を上回る金融資産を有効に活用するとともに、高い付加価値を生みだす金融産業の実現が急務とされています。一方で、グローバルな市場間競争が一層激化するなか、わが国金融・資本市場の国際的なプレゼンスは低下傾向にあり、政府としても、年内に「金融・資本市場競争力強化プラン（仮称）」を取りまとめ、スピード感をもって取り組んでいくとしており、既に金融審議会で具体的な検討が始まっています。

金融調査研究会では、このような状況を踏まえて、関連する諸課題について、後掲のとおり提言をとりまとめ・公表することといたしました。本日のシンポジウムでは、基調講演および外部の有識者の方々を交えたパネルディスカッションを通して、その内容について多くの皆様のご理解をいただければと願っております。

今回の提言では、金融分野の規制改革の完全実現を通じた規制環境の改善をひとつの柱としております。規制は市場のインフラの役割を担うものでありますので、その改善はわが国の金融機関だけでなく、海外の金融機関も含めた市場参加者全体にプラスの効果をもたらします。しかし、金融業はグローバルになったとはいえ、それぞれの国の歴史や社会経済環境に立脚しているものですから、わが国の金融産業が規制改革の成果を活用し、国際競争力を強化するためにどういう取組みが必要かということを、提言のもう一つの柱としております。

その実現は、わが国の金融機関に留まらず、利用者をはじめとした市場参加者全体、さらにはわが国経済への好循環をもたらすものとなるでしょう。わが国金融・資本市場が、そのような参加者間のプラス・サムの関係を実現するなかで、世界のトップレベルの地位を回復することを切に期待します。

金融調査研究会座長 貝塚 啓明

金融調査研究会シンポジウム
「わが国金融産業の国際競争力をどう強化するか」プログラム

1. 日 時 10月31日(水)午後2時～5時

2. 場 所 銀行会館 5階講堂

3. 内 容

○ 開 会

ご挨拶：貝塚啓明 京都産業大学経済学部客員教授（金融調査研究会座長）

○ 基調講演

講演Ⅰ：清水啓典 一橋大学大学院商学研究科教授

(金融調査研究会第1研究グループ主査)

「わが国金融産業の国際競争力強化に向けて（提言）」

講演Ⅱ：池尾和人 慶應義塾大学経済学部教授（金融審議会金融分科会第一部会部会長、我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ座長）

「金融資本市場改革をめぐる最近の政策動向」

(休憩)

○ パネルディスカッション

パネリスト：

- 池尾 和人 慶應義塾大学経済学部教授
- 翁 百合 日本総合研究所理事
- 菅野 幹雄 日本経済新聞社経済部編集委員兼論説委員
- 清水 啓典 一橋大学大学院商学研究科教授
(金融調査研究会第1研究グループ主査)
- 佐々木百合 明治学院大学経済学部教授
(金融調査研究会第1研究グループ委員)
- 福田 慎一 東京大学大学院経済学研究科教授
(金融調査研究会第1研究グループ委員)
- 吉野 直行 慶應義塾大学経済学部教授
(金融調査研究会第1研究グループ委員)
- 渡辺 努 一橋大学経済研究所教授
(金融調査研究会第1研究グループ委員)

コーディネーター：

- 増田 豊 全国銀行協会金融調査部長

○ 質疑応答

○ 閉 会

「わが国金融産業の国際競争力強化に向けて（提言）」

I. 規制改革が可能にする国際競争力の強化

競争促進を通じた金融産業の国際競争力強化は、金融商品・サービスの選択肢の拡大や、生み出す付加価値の増大などを通じて、利用者、より広くは国民にとっての利便性を向上させ、加えて、経済成長、ひいては財政健全化にもつながる途である。

国民経済的な観点から、わが国金融産業が、欧米の金融機関と互角に競争できる国際競争力を備えるためには、世界標準に合致する規制環境への変革などを通じて、金融機関間競争の一層の促進が望まれる。

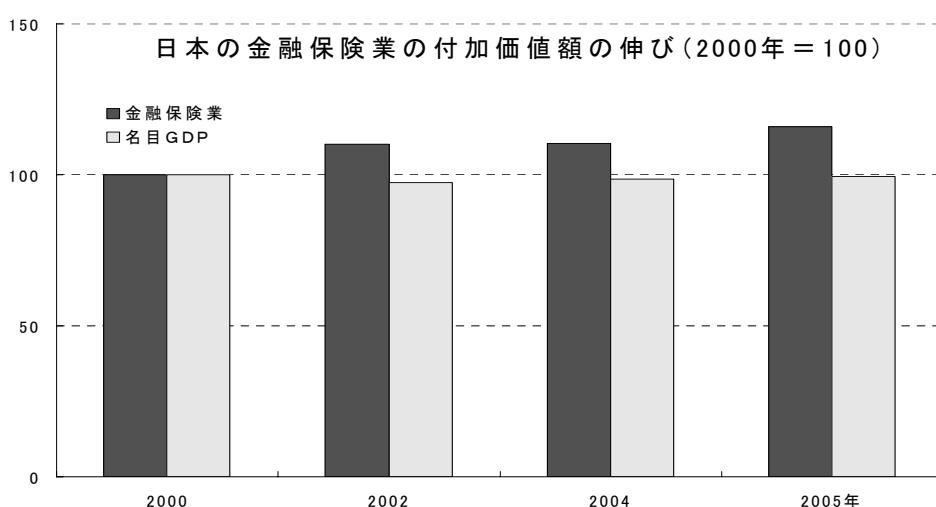
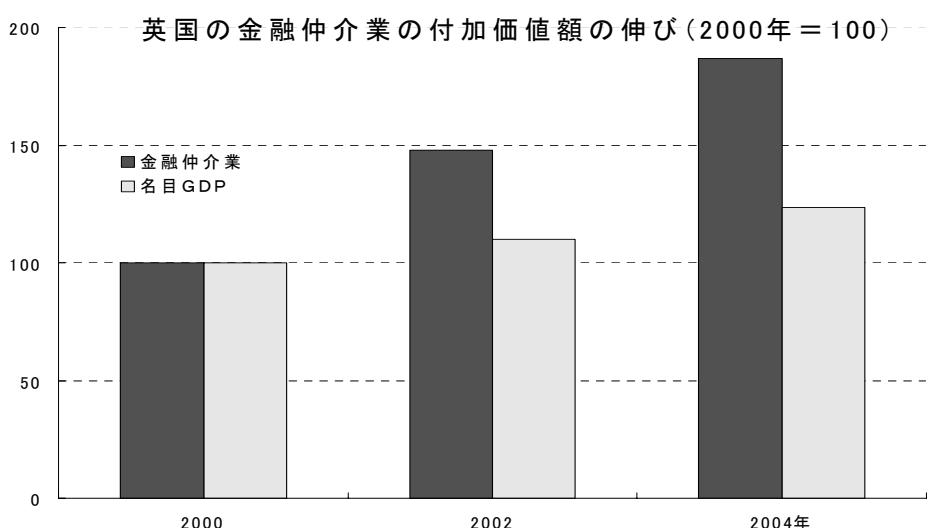
- 金融産業の国際競争力強化にあたっては、規制環境等の制度・インフラ面における競争力強化と、担い手としての金融機関の競争力強化の双方が必要である。わが国の金融・資本市場は、最近、国際的プレゼンスの低下を指摘されているが、インフラ面では、他の国際金融センターと比べても遜色なく整備がなされており、さらに世界第2位の経済力や1,500兆円を上回る個人金融資産を背後に抱えている強みを忘れてはならない。
- したがって、戦略的課題は、欧米に比べ見劣りする規制環境の改善、及び国際的に通用する人材の確保・育成であり、これらが実現できれば、東京市場は、海外の金融機関からみても魅力ある、世界のトップレベルに立てる潜在力を十分に有している。
- この結果、わが国でもグローバル・レベルでの金融機関の競争が惹起され、お互いの切磋琢磨を通じて、金融産業としても国際競争力が高まり、多様な金融商品・サービスの提供、さらには高い付加価値の実現や効率化を実現し、経済成長に貢献するという好循環の形成が大いに期待できる。
- 規制環境は、財政負担を伴わず、一気呵成に改革を行い、早期に目に見える成果を出せる分野である。また規制環境が整備されると、そのマーケットで自らの能力を発揮したいと希望する優秀な人材を惹きつけ、人材の確保・育成の早期実現に寄与する。したがって、今回の提言では、具体的成果の早期実現に焦点を絞って、規制改革の完全実現を提唱したい。後記「II.」で詳述するが、グローバルな市場間競争が高まるなか、①内外の金融機関から求められているファイアーウォール（FW）規制改革の実現、②監督当局と金融業界との対話を通じた、透明性の高い規制体系の定着等により、世界標準に合致する規制環境に向けた改革を早急に実現すべきである。

シティ・オブ・ロンドン「国際金融センター指標」ランキング

第1位	ロンドン	6	ランクフルト
2	ニューヨーク	7	ジュネーブ
3	香港	8	シカゴ
4	シンガポール	9	シドニー
5	チューリッヒ	10	東京

(出所) The Global Financial Centres Index (2007年9月公表)

詳細は後掲参考2参照



(出所) 両国の国民経済計算統計から作成。

- わが国の金融機関は、上記に提言した規制改革の成果を十分に活用しつつ、グローバル市場を見据えた商品・サービスの充実を図り、利用者が国際水準の利便性享受を実感できる活発な国際的競争の展開を通じて、国民全体がその金融資産をより有効に活用できる環境を提供し、日本経済全体の競争力強化と成長率の向上、ひいては財政健全化への基盤を築くべきである。特に、アジアの中核に位置する強みを発揮して、成長著しいアジア市場で確固たる地位を築くとともに、アジアの資金が東京市場へと流入する際の受け皿となるなど、国際的な地位向上につながる活動の展開により、グローバリゼーションの下での内外一体化した競争力強化を目指すべきである。そのために考えられる具体的な取組み等については、後記「III.」で詳述する。

II. 規制改革に向けた個別提言

米国における90年代後半のファイアーウォール規制の一部廃止やGLB法改革といった規制改革は、金融機関の国際競争力の強化に寄与したと評価できる。わが国においても、米国の事例を参考にしつつ、金融産業の国際競争力強化のための規制改革に積極的に取り組む。

- 欧米の主要な金融センターとイコール・フッティングな規制環境の実現により、わが国でもグローバル・レベルでの金融機関の競争の惹起が可能であり、こうした観点から、規制改革の進展が必要。
- そのために参考となるのは、米国の事例といえる。80年代の米国金融市场では、他国に比し過重な規制の存在が、米国の金融機関の収益力を弱め、世界の金融市场でもプレゼンスを低下させていたとの認識から、規制改革を通じて金融産業の競争力強化を図ろうとする機運が高まった。90年代後半から、FW規制の一部廃止、グラム・リーチ・ブライリー(GLB)法改革といった規制改革が次々と実現し、米国金融産業の国際競争力の強化に大いに寄与したと評価されている。改革の結果認められるようになったプライベート・エクイティ業務等も、着実に収益に貢献している。
- わが国においても、米国の事例を参考にしつつ、金融産業の国際競争力強化のための規制改革に積極的に取り組む必要がある。

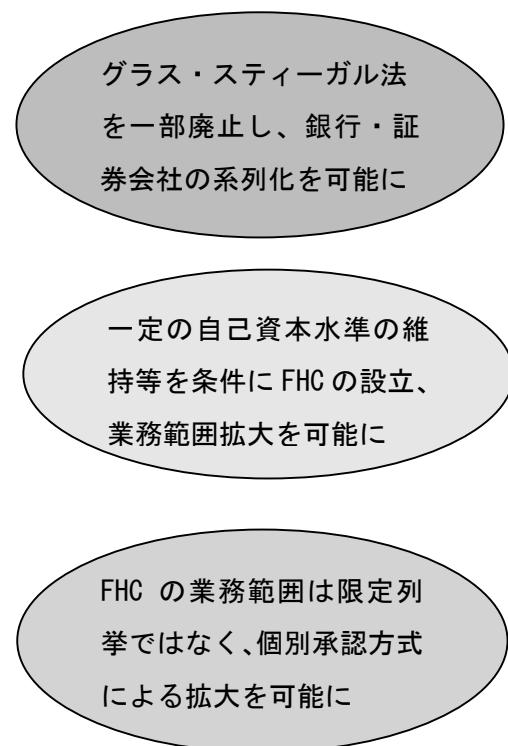
米国金融規制改革略年表

1933	(グラス・スティーガル法成立)
1956	(銀行持株会社 (BHC) 法成立)
1987	FRB、BHC の証券子会社による CP 等の引受・販売業務を一定の収入制限のもと認可するとともに、FW 規制を導入
1989	同じく社債の引受・販売業務を認可
1990	同じく株式の引受・販売業務を認可
1997	FW 規制の一部廃止
1999	GLB 法成立、金融持株会社 (FHC) 形態による業務範囲の拡大を可能に

米国における主要 FW 規制と見直し結果

	見直し結果
役職員等の兼務禁止	大幅に緩和 銀行の役職員が、関連証券会社の取締役の過半数または CEO を兼務することはできない（逆のケースも同様）。
クロス・マーケティングの禁止	廃止
顧客の非公開情報の開示禁止	廃止

〈米 GLB 法の主な内容〉



(出所) FRB 資料から作成。

銀行・証券に係るファイアーウォール規制の見直しは、国内の業界問題として捉えるのではなく、国際競争力強化の視野に立った金融サービスの高度化、顧客利便の向上等、国民経済的な観点からみたメリットの追求を目的として、早期実現を図る。

- 銀行・証券に係る FW 規制については、過去の本研究会においてもその見直しを提言しているが、海外に比べると、業態間の垣根問題との見方もあるて、実際の見直し議論の進展は遅れている。
- その見直しは、わが国全体でみて金融サービスの高度化や顧客利便の向上等につながる。一方、利益相反等の懸念は、金融機関自身が信頼性確保のためにも自己規律をもって払拭する体制を整えるべきであり、後述のプリンシップ・ベースでの規制もそれによってより有効に機能するであろう。これら一連の改革はより広い国民経済全体に大きなメリットをもたらす点を認識し、現行規制の見直しを推進すべきである。
- 内外の金融機関から求められている、顧客情報の共有、クロス・マーケティング規制の緩和や役職員兼任規制の緩和等により、わが国金融産業に経営資源の有効活用（経営の効率化）を促すとともに、1,500兆円の個人金融資産のより効率的運用に繋がる顧客利便（商品開発・サービス）のさらなる向上等が可能となる。その結果、広く国民経済全体にメリットを及ぼと考えられる。
- より具体的には、銀行・証券の顧客情報の共有が原則として容認されれば、銀行と証券会社が一体となった持株会社グループ全体としてのより効率的な戦略の構築が可能となり、これは海外での業務展開、海外の金融グループとの競争においても効果を發揮する。個人情報についても、グループ内での情報共有の制限が、海外の金融機関に比べてプライベート・バンキング業務におけるサービス内容が制約されている一因となっている等の問題があり、情報共有に関して顧客が拒否できる（オプトアウト）機会を確保したうえで、原則として情報共有を認める、との方向が望ましい。役職員兼任規制やクロス・マーケティング規制の緩和も、次項目に示す金融機関の自主的取り組みを前提に、グループ内のスムーズな連携を可能にし、顧客のニーズに応じた商品・サービスをより柔軟に組合せて提供するうえで有効である。
- また、FW 規制緩和に伴う新しい規制上の対応としては、既に独占禁止法上に存在する優越的地位の濫用防止規定の趣旨が徹底するように、金融機関自らが国民から信頼されるような自己規律にもとづいて、一層の競争促進の

ための行動を自主的に進める必要がある。英国をみても、利益相反防止にはルール・ベースの規制が必ずしも有効に機能しない面があり、金融機関自身の積極的な取り組み姿勢がプリシンシブル・ベースの規制を活用したより透明性と予測可能性のある規制環境への移行の基盤となるであろう。

銀行・証券間のファイアーウォール規制について

1. 銀証分離の経緯

米国グラス・スティーガル法(1933年)：戦前の銀行恐慌で、銀行による証券業務が証券投機や不公正取引を招き、価格暴落と銀行倒産の原因になつたとの指摘を踏まえ、銀行の証券業務を厳しく制限。

我が国でも、米国の規制を参考に、戦後に制定された証券取引法の65条〔金融商品取引法33条〕において、原則として銀行の証券業務を禁止。その立法趣旨は以下のとおり。

- ① 銀行の財務の健全性確保
- ② 預金者と投資者の利益相反の防止
- ③ 銀行の優越的地位の濫用の防止

2. 銀証の相互参入とファイアーウォール規制

1993年(平成5年)に施行された金融制度改革法により、業態別子会社方式による銀証の相互参入を解禁。この際、相互参入による上記の弊害を防止するため、銀行と証券子会社等との間のファイアーウォール規制を導入。

(注) ファイアーウォール規制の例

- ・役職員の兼職規制
- ・非公開情報の授受の禁止
- ・信用供与を利用した抱き合せ行為の禁止

3. ファイアーウォール規制の緩和

その後、実態を踏まえつつ、弊害の少ない場合には規制を緩和。

(注) 廃止されたファイアーウォールの例

- ・店舗の共用制限
- ・内部管理業務のための非公開情報授受容認(個別承認制)
- ・コンピュータの共用制限

(出所) 金融審議会資料

わが国における金融グループに対する業務範囲規制は段階的に緩和されてきてはいるが、先進国の中では引き続き厳格な内容になっている。

ファイアーウォール規制改革後も、業務範囲の拡大等、金融グループとしての総合力の発揮を促すことを通じて、利用者、国民の利便性向上を実現するための制度整備を包括的に実施する。

- FW規制の緩和は改革の一里塚であり、その後は米国のGLB法を範としつつ、業務範囲などについて、特に、現在の社会経済環境等に即していない、あるいは不要・過剰な規制は大胆に見直し、金融グループ化のメリットを発揮できるための制度整備を包括的に実施すべきである。

- 国際的にみても、各国の銀行の業務範囲規制に対する世界銀行の調査によると、わが国の金融グループに対する業務範囲規制は、これまで段階的な見直し・緩和が進められてきているものの、先進国の中では引き続き厳格な内容となっている。
- 制度整備の方向としては、GLB 法を範とすれば、自己資本比率等一定の健全性基準を満たしている優良な金融機関のグループには業務範囲の拡大を認めるといった仕組みにより、経営管理の高度化に向けた自主的な取組みの促進が挙げられる。その上で、銀行持株会社等の子会社の範囲について、あらかじめ法令上限定列挙するに留まらず、個別承認制の導入によって範囲を拡大する途も可能となろう。さらに、国際標準の規制環境整備のためには、銀行・証券に留まらず、金融グループ全体として個人を含む顧客情報の共有や役職員の兼職を原則容認すべきと考えられる。
- 金融グループの業務範囲、子会社の範囲の見直しにあたっては、利用者へのサービス提供等の観点から、例えば投資助言・一任業務や不動産関連業務等を銀行が直接行える業務として認める等、より適切な提供の形態が可能となる方向で検討すべきである。
- 子会社の範囲については、内外金融グループ間の経営統合の可能性を考慮した国際標準の規制環境整備の一環としては、例えば銀行持株会社グループが別のグループと統合する場合に、銀行持株会社に保有が認められていない子会社等を、統合後の継続保有を可能とする等の規制緩和も考えられよう。

各国の銀行の業務範囲規制に対する世界銀行調査（2007 年）（抜粋）

	証券業への 参入規制	保険業への 参入規制	不動産業への 参入規制	銀行の非金融 企業保有規制	合計	
中国	4	3	4	4	15	
台湾	3	3	4	3	13	
日本	2	2	4	3	11	
米国	2	2	4	3	11	
韓国	3	3	3	2	11	
シンガポール	1	3	3	3	10	
オーストラリア	2	3	3	2	10	
フランス	1	3	3	2	9	
スイス	1	4	1	2	8	
カナダ	2	2	2	2	8	
ドイツ	1	3	1	2	7	
香港	1	1	1	2	5	
英国	1	1	1	1	4	

(出所) 世界銀行ホームページ

(注) Unrestricted=1、Permitted=2、Restricted=3、Prohibited=4 の 4 段階で点数化。

本調査は、参入規制を対象としており、FW 規制等の行為規制は評価していない。なお、米国においてはすでに銀行・証券に係る FW 規制の大半が廃止される等、実態面ではわが国より大きく先行している。

英国は、ルールとプリンシップのバランスの軸足をプリンシップに移行してきており、金融機関の自主的な取組みの促進や経営の自由度の確保等を通じて、金融・資本市場の国際競争力の強化を実現している。

わが国でも英国の事例を参考としつつ、ルール・ベースの規制とプリンシップ・ベースの規制をバランスよく導入し、金融イノベーションを促進する。

- 銀行・証券のFW規制や金融グループの業務範囲規制等の見直しとともに、ベター・レギュレーション構築に向け、新たな規制のあり方が求められている。
- 英国は、ルールとプリンシップのバランスの軸足をプリンシップに移行してきており、金融機関の自主的な取組みの促進や経営の自由度の確保等を通じて、金融・資本市場の国際競争力の強化を実現している。
- こうした英國を先駆けとして、プリンシップ・ベースの規制に重点を移しつつある世界的な潮流を踏まえれば、わが国においてもプリンシップ・ベースの規制の導入を検討する必要があると考えられる。詳細なルールだけでなく、シンプルなプリンシップ・ベースの規制をバランスよく導入することにより、金融機関の努力のもと金融イノベーションの促進が期待される。
- プリンシップ・ベースの規制の導入にあたっては、規制を受ける業界との対話を通じて、以下のような、取り組みやすい・馴染みやすい分野から導入し、定着を図っていくことが現実的である。
 - ・ プロ向け市場においては、ルール・ベースの規制は緩和し、プリンシップのもとで市場参加者の自己規律に委ねたほうが効果的ではないか。
 - ・ 米国のGLB法に倣い、プリンシップの一種といえる自己資本比率等の一定の健全性基準を満たしている優良な金融機関のグループに対しては、個別承認によって業務範囲を拡大する仕組みも可能としてはどうか。
 - ・ 規制緩和後は、英國の例に倣って、利益相反等の防止のための金融機関の内部組織の強化はシンプルなプリンシップのもとで金融機関・グループの自主的な取組みに委ね、監督当局は事後的にチェックする仕組みとするのが規制上は効果的ではないか。
- プリンシップ・ベースの規制の導入に当たっての課題としては、わが国の金融・資本市場の実情にあったプリンシップを確立するよう、これまでの市場の慣行や規制監督上の経験を再検証し、将来を展望しつつ、業界と監督当局の間で議論を重ねていく必要がある。また、英國においても、プリンシップ・ベースの規制が導入されてからそれほど時間が経過しておらず、十分な経験が蓄積されているとは未だいえない側面もあるので、英國を含め諸外国における導入・定着等の状況を注視していく必要がある。

● プリンシップル・ベースの規制とは：

金融業者が遵守すべき原則や規範（プリンシップル）を示したうえで、それに沿った行政対応を行う規制。プリンシップルは、規制により達成しようとする目的に焦点をあて、プロセスや手続きではなく、結果と行動で表現される。

英国における金融業務のプリンシップル (Principles for Businesses)

1. 金融業者は、誠実に業務を遂行しなければならない。
2. 金融業者は、適切な技術、注意、慎重さをもって業務を遂行しなければならない。
3. 金融業者は、業務の運営・管理に当たっては、適切なリスクマネジメント・システムにより責任を持って効率的に取り組むよう十分留意しなければならない。
4. 金融業者は、適切な財源を維持しなければならない。
5. 金融業者は、適切な市場行動基準を遵守しなければならない。
6. 金融業者は、顧客の関心事項を尊重し、すべての顧客を公平に扱わなければならぬ。
7. 金融業者は、顧客の情報ニーズを十分尊重し、正確・公平かつ誤認させない形で情報を提供しなければならない。
8. 金融業者は、自社・顧客間および顧客間で利益相反が生じた場合には、公平に取り扱わなければならない。
9. 金融業者は、自社の判断を信頼している顧客に対する助言および裁量の継続性の確保について十分留意しなければならない。
10. 金融業者は、顧客資産を適切に保護しなければならない。
11. 金融業者は、監督当局に対してオープンかつ協力的に対応し、FSA が着目する事項を適切に開示しなければならない。

● プリンシップル・ベースの規制をめぐる最近の海外動向：

1. 英国の動き

○金融サービス機構（FSA）の取組み

2007 年 4 月、FSA は、今後の金融監督の方向性を示した”Principles-based regulation – Focusing on the outcomes that matter”を公表し、プリンシップル・ベースの規制をさらに進めていくことを表明。

2. 米国の動き

○米国資本市場規制に関する委員会の提言（※超党派の民間研究会）

規制緩和による米国資本市場の競争力改善を提唱。2006 年 11 月にまとめた中間報告において、金融規制体制の見直し（新しい規制を導入する際のコスト・ベネフィットの勘案や、プリンシップル・ベースの規制導入等）等を促す提言を示す。

III. 金融機関自らが取り組むべき課題

規制改革の下、欧米金融機関の後追いではない個々の金融機関の強みを活かした業務を発展させるとともに、金融グループ内の連携強化を通じて、利用者利便の向上と国際競争力の強化を図る。

- 日本経済発展のための規制改革の動きが、金融業界だけに資するとの誤解を招かないような現実の行動と配慮が求められる。
- かつて保護されてきた産業で例があるように、国内市場での優位性が国際競争力を弱める最大の原因になり得ることを認識して、国内においても国際水準の高い利便性を持つ商品とサービスの提供を通じて、強い国際競争力を持つ産業に転換する努力が不可欠である。
- わが国金融産業の国際競争力を高めるには、欧米金融機関の後追いではなく、個々の金融機関が自らの強みは何かを認識し、それを活かした業務展開を推進すべきである。また、主要な欧米金融機関の国際展開にもそれぞれ独自色があり、単純に後追いできるモデルはそもそも存在しないとみられる。
- わが国の金融産業のなかでは、銀行部門が様々な情報を効果的に活用することで、融資業務に伝統的な強みを有している。そこでは、主に人的ネットワークをベースに得られる企業情報（企業の将来性や経営者の資質等）の収集能力とそれらの「ソフト」な情報を活用した審査能力を発揮するとともに、最近では、中小企業向け取引においても、スコアリングモデル（「ハード」な情報）の利用等により、迅速な審査・融資判断を可能としている。さらに、それら情報の裏付けのもとで、取引先との緊密なコンタクトを通じた「行き届いたサービス」の提供も強みとなっている。
- 規制改革の下、金融グループ内の連携強化を通じて、銀行部門の有する強みを融資業務にとどまらず、総合的な金融サービスの提供に活かしていくことが今後の課題と考えられる。わが国の金融機関にとって、国際競争力の強化とは、「企業との結びつき」（企業情報の収集能力）や「行き届いたサービス」といった強みをグローバル・レベルの競争で発揮していくことに他ならず、FW規制の緩和による情報共有、クロス・マーケティング等の実現は、これらの強みを発揮するうえで大いに資するところがあるといえる。

わが国の金融資産をより有効に活用する観点から、成長著しいアジア市場をはじめ、海外市场において個々の金融機関の強みを発揮し、国際的な地位向上を図る。

- 前述のように、わが国金融機関の強みを発揮することにより、海外市场におけるプレゼンスを高め、確固たる地位を確保することが必要とされている。わが国におけるFW規制等の緩和が実現するまでは、わが国の金融機関は海外においても活動の制約を受けるため、規制改革の実現は国際的地位の向上の観点からも不可欠なものと考えられる。
- 海外市場では、経済発展が著しい一方、市場自体も発展途上のアジア市場にまず目を向け、わが国金融機関の強みの発揮を通じたアジアの金融市场の発展への貢献が、アジア市場ひいては国際金融市场における邦銀の地位向上をもたらし、わが国の1,500兆円を上回る個人金融資産の有効活用につながってくる。とりわけ、銀行貸出の比率が高いアジアの金融市场では、融資業務におけるわが国金融機関の強みを発揮できる機会が多いと考えられる。加えて、アジア諸国との連携を図り、アジアの金融ネットワークの一体化の推進により、東京市場がアジアの利用者にとって最も魅力的な市場になれば、豊富に生み出されるアジアからの資金流入も期待できる。
- わが国金融機関がアジア市場で地位を確立するためには、具体的には、①現地に定着している日系企業、さらには広範なネットワークを有する現地有力企業との取引をベースとした取引基盤の確立・拡大、②アジアの地場金融機関との提携・買収を通じたリテール業務への進出、③アジア企業が、欧米市場に抛らずとも、アジア域内での（自国通貨建ての）資金調達が可能となるよう、適切なサポートを実施する、といった過程が考えられる。また、アジア金融市场の発展に向けて、④アジア金融市场（債券市場）の構築、アジア域内での資金循環の確立、⑤米ドル、ユーロ等の為替レート変動に左右されない、為替リスクをヘッジする市場の育成、などの分野での貢献も期待される。

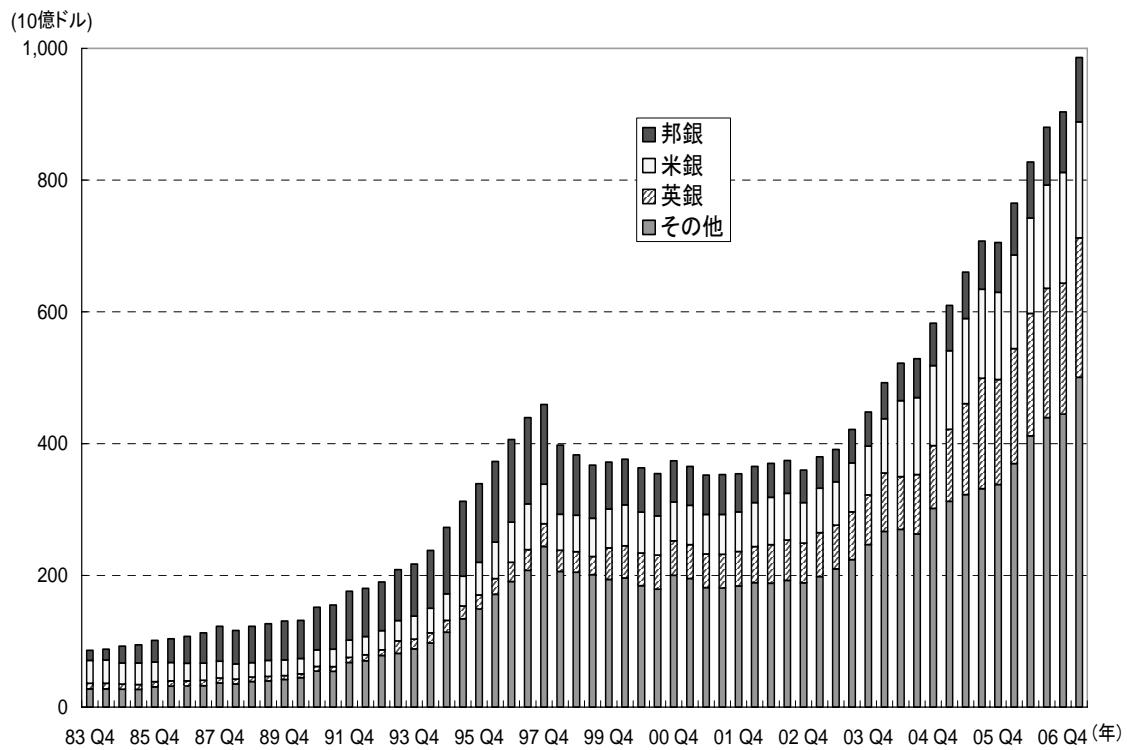
アジア諸国の実質 GDP 成長率（実績と予測値）

	2005	2006	2007	2008
中国	10.4%	10.7%	10.0%	9.5%
インド	9.2%	9.2%	8.4%	7.8%
インドネシア	5.7%	5.5%	6.0%	6.3%
タイ	4.5%	5.0%	4.5%	4.8%
日本	1.9%	2.2%	2.3%	1.9%

(出所) IMF 「World Economic Outlook (April 2007)」

(注) インドは 2006 年以降、その他の国は 2007 年以降の計数が予測値

海外からのアジア向け与信残高



(出所) BIS 「Quarterly Review (September 2007)」

(補論) 国際競争力の強化に資する組織や人事のあり方

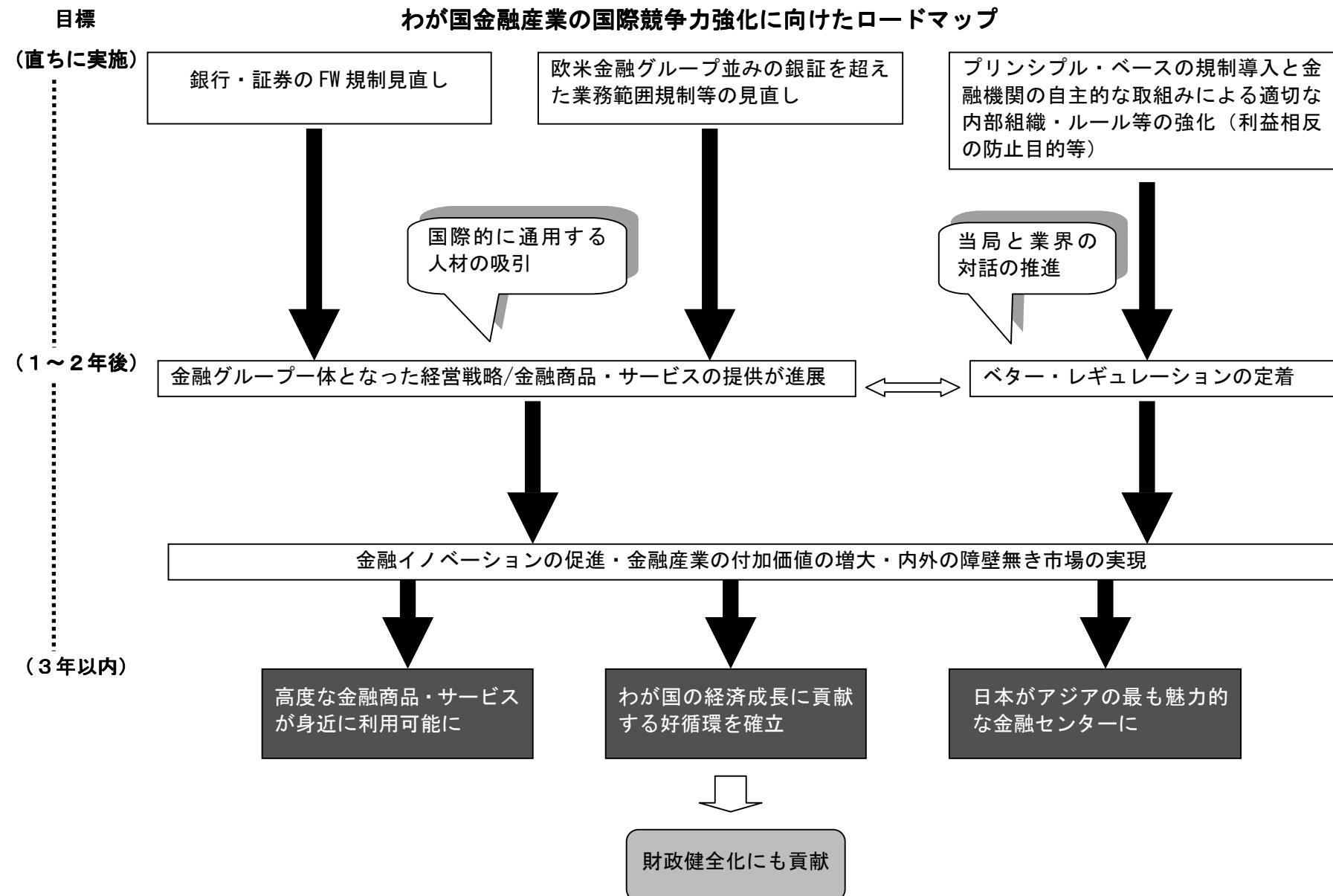
国際競争力強化に向けた現場での取組みを後押しするため、組織、人事等に
関し、マネジメントレベルにおいて積極的な取組みを行う。

- 国際競争力強化に向けた現場での取組みを組織・経営レベルから後押しするインセンティブ・メカニズムの構築が必要。そのために、新しい業務を展開しやすい自由度の高い組織基盤の整備、リスクを伴う取組みを許容する人事制度、個人の能力を生かせる人材配置等の実現が、金融イノベーションの進展を通じて、金融機関の国際競争力強化につながる。

国内外から、国際的に通用する優秀な人材の確保・育成に努める。

- 国際競争力の強化には、国際感覚や交渉力、高い専門的・技術的知識を有する優秀な人材を確保・育成する必要がある。金融機関にとっての人材確保の重要性を再認識し、海外拠点における現地の人材の採用や待遇の改善等、幅広い観点から、国際的に通用する優秀な人材の確保・育成が、国際競争力の強化を後押しする。

以上



(参考1) 金融審議会におけるファイアーウォール規制等の検討の方向

○我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ中間論点整理（第一次） (19. 6. 13)

II. 検討課題

2. 制度を含むインフラ

(1) 規制環境

- ・より良い規制環境の構築（ベター・レギュレーション）
 - ① 規制プロセス
 - ・プリンシブル／ルール・ベースのアプローチ
 - － この2つのアプローチについては、二者択一という単純な整理は適当ではなく、英国や米国の規制当局での考え方と同様に、両者を相互補完的なものとしてバランスよく運用することが重要である。
 - ④ その他
 - ・銀行・証券に係るファイアーウォール規制のあり方
 - － 銀行・証券に係るファイアーウォール規制のあり方については、利用者利便の向上や金融機関の適切かつ効率的な業務運営の確保等の観点とともに、利益相反や優越的地位の濫用の防止の観点も踏まえ、必要十分なものとなるよう、今後、金融審議会の場において、早急に検討を開始すべきである。
 - － 銀行・証券間に限らず、広く金融グループにおける利益相反防止のための実効性ある方策等についても検討すべきである。

○今後の金融審議会第一部会の運営について（19. 10. 3）

1. 審議事項

「貯蓄から投資へ」の流れを推進し、我が国金融・資本市場の競争力の強化に資するため、「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の論点整理における指摘等を踏まえ、以下の課題を中心に、制度面からの検討を行う。

- (1) 取引所の取扱商品の多様化
- (2) プロに限定した取引の活発化
- (3) 銀行・証券間のファイアーウォール規制
- (4) 課徴金制度の見直し 等

3. スケジュール

「経済財政改革の基本方針2007」において、「金融・資本市場競争力強化プラン（仮称）」を年内を目途に金融庁が取りまとめることがとされていることを受け、第一部会においては、年内を目途に報告書をとりまとめる。

(参考2) シティ・オブ・ロンドン「国際金融センター指標」について

2007年9月、シティ・オブ・ロンドンは、50の金融センターを対象とした国際金融センター指標（The Global Financial Centres Index）を公表した。

具体的な調査方法は、外部機関による調査（生活調査や賃金比較指標等）と金融専門家を対象としたオンライン調査を組み合わせて評価している。主な評価項目は以下の5項目。

評価項目	内 容
人材（People）	優秀な人材の確保の容易さ、労働市場の柔軟性、実務教育、人的資本の発達
ビジネス環境 (Business Environment)	規制、税率、法令遵守状況、経済の自由度、ビジネスのしやすさ
市場アクセス (Market Access)	証券化の水準、株式・債券の取引高・金額、金融機関の集積度
インフラ（Infrastructure）	事務所スペースの費用、確保の容易さ
競争力一般（General Competitiveness）	競争力全般、住みやすさ

(注1) 従前の調査では「人材」が金融センターの競争力を見るうえで最重要項目とされていたが、最近の調査では規制等の「ビジネス環境」が最重要項目とされている。

(注2) 「競争力一般」とは、特定分野に捉われない総合的な評価項目として、(経営者の評価する) 国の競争力、物価、国・都市のブランド力などの指標を用いて評価を行ったもの。

○ランキング（上位10センター）

- | | | | |
|-----------|---------------|----------|-----------|
| 1. ロンドン | 2. ニューヨーク | 3. 香港 | 4. シンガポール |
| 5. チューリッヒ | 6. フランクフルト | 7. ジュネーブ | 8. シカゴ |
| 9. シドニー | 10. 東京 | | |

○東京市場に対する評価

規制の多さなどからビジネス環境はよいとは言えないが、日本経済の規模を背景に市場に厚みがある。人材も不足しているが、長らく金融センターとして確立されていることから、インフラと市場アクセスは発達している。

(参考) 主な評価項目の順位

人材	ビジネス環境	市場アクセス	インフラ	競争力一般
圏外	圏外	10位	7位	9位

(注) 「圏外」とは11位以下を示す。

以上

(参考3) 金融規制改革の歩み（日・米・英3か国の比較）

	米 国	英 国	日 本
1986		証券市場の大改革（ビッグバン）	
1987	・FRB、セクション20子会社による銀行の証券業務への進出を認可 ・ファイアーウォール規制の導入		
1993			・業態別子会社方式による銀行・証券の相互参入の解禁 ・ファイアーウォール規制の導入
1996			日本版ビッグバン
1997	・セクション20子会社に対する収入制限を25%に引き上げ ・ファイアーウォール規制を一部廃止		
1998			金融持株会社の解禁
1999	グラム・リーチ・ブライリー法成立（2000年3月施行）	金融監督機能をFSAに一元化	
2000		金融サービス・市場法成立（01年12月施行）	金融庁発足
2001		FSA、「金融業務のプリンシップル」を制定	
2005			金融コングロマリット監督指針
2006	「米国資本市場規制に関する委員会」が規制緩和による米国資本市場の競争力改善を提言	金融サービス・市場法改正案が議会に提出	
2007		FSA、「Principles-based regulation – Focusing on the outcomes that matter」を公表	・金融商品取引法の施行 ・金融・資本市場競争力強化プラン（予定）

金融調査研究会事務局

〒100-8216

千代田区丸の内 1-3-1

全国銀行協会 金融調査部

TEL 03-3216-3761(代)

本誌は再生紙を使用しております。